

選挙特集

地方統一選挙にあたって

有権者の皆さん、4月17日は、岐阜県議会議員選挙の日、4月30日は、輪之内町議会議員選挙の日です。この二つを同時に実施することになり、大変重要な選挙になります。皆様、この機会に、代表者を選び、町長、町議員を選ばせてください。

輪之内町選挙管理委員会

選挙は、選挙権を有する者が、投票することによって行われます。投票は、投票所で行われ、秘密を守ります。投票は、投票所で行われ、秘密を守ります。投票は、投票所で行われ、秘密を守ります。

輪之内町報

特 集 号

発行者 輪之内町広報係
 発行所 輪之内町役場
 大垣市藤江町
 印刷所 大垣紙工業 KK

岐阜県議会議員選挙について

一、選挙期日の告示

昭和38年4月2日

二、投票日

昭和38年4月17日

午前7時から午後6時まで

三、補充選挙人名簿について

1 調製期日

(イ)調製現在期日 4月3日

(ロ)申請期間 4月4日から

4月7日まで

(ハ)調製期限 4月10日

(ニ)縦覧及び異議申立期限 4月11日から

4月13日まで

(ホ)異議申立に対する決定期限 4月14日

(ヘ)確定期日 4月15日

(ト)確定名簿閲覧期間 4月4日から

4月7日まで

2 登録要件

(イ)年令 昭和17年12月22日から

昭和18年4月4日まで

(ロ)住所 昭和37年6月16日から

六、投票所入場券

投票所入場券を各区長さんにお願いで、皆さんに配布していただくように、ご依頼しました。

四、選挙すべき定数 一人

墨俣町

五、選挙区域 輪之内町・安八町

(ハ)特別選挙権取得者

昭和38年4月3日までの間に特別選挙権取得の申出をした者

(ニ)名簿脱漏者

既確定名簿に登録もれの方で、欠格事項に該当しない者

(イ)選挙権回復者

昭和38年4月3日までの間に選挙権を回復した者

七、選挙人名簿に表示されている住所移動者の投票

県議会議員の選挙権を有する人が、当町より転出した場合は、選挙人名簿に表示されていますが、墨俣町、安八町に住所を移した人は、その転出先へ住所を移し、引き続きその町に住所を有している場合は、その町において新たに選挙権を取得するまでの間は、表示中(当町)の投票区において、投票することができますので、現在住んでいる町(墨俣町、安八町のみ)の町長から、引き続き住所を有する旨の証明書の交付をうけ、投票所の受け付けへ提出しなければ投票することができません。

八、不在者投票は四月二日から

4月17日の投票日に止むを得ない事由(公用、社用など)で

た。有権者が選挙権を行使するために、名簿に登録されていることが必要であります。こんどの選挙に投票できる人は、昨年9月15日現在でつくられた基本選挙人名簿記載者

(イ) 4月3日現在でつくられる補充選挙人名簿に登録された人(補充選挙人名簿登録申請書を出されないと登録されません)

(ロ) (イ)に登録された人が、墨俣町、安八町以外の町村へ住所を移した人は選挙権はない。

町外にあつて、投票できない人は、あらかじめ投票することができません。不在者投票は4月2日から4月16日まで（土、日曜を問わず）毎日午前8時30分から午後5時まで、役場選挙管理委員会で行ないます。不在者投票をやりたい人は、印鑑及びその理由を申し出れば、いつでも出来ます。（証明書が必要ですが）

九、投票は次のことに注意して
 (イ) 投票は午前7時から午後6時まで

輪之内町長選挙及び

輪之内町議会議員選挙について

一、選挙期日の告示

昭和38年4月23日

二、投票日

昭和38年4月30日

午前7時から午後6時まで

三、補充選挙人名簿について

1 調製期日

(イ) 調製現在期日 4月23日

(ロ) 申請期間 4月23日から4月24日まで

(ハ) 調製期限 4月25日

(ニ) 縦覧及び異議申立期限 4月26日

(ホ) 異議申立に對する決定期限 4月27日

(ロ) 入場券は必ず持つて

(イ) 入場券をなくされた場合でも投票所の受けつけで、その事情をお話しになれば投票することが出来ます。

(ロ) 候補者の氏名をはつきり、一人だけかくこと。

十、開票の時間

開票事務は午後7時20分から輪之内町役場階上で行ないます。開票の結果が判明するのは、午後10時頃の予定です。

の脱漏者で欠格事項に該当しない者
二選挙権回復者
昭和38年4月23日までの間に選挙権を回復した者

ホ特別選挙権取得者

昭和38年4月23日までの間に特別選挙権取得の申出をした者

四、立候補届出期限

昭和38年4月23日から昭和38年4月26日まで

五、選挙すべき定数

町長 一人
町議會議員 二二人

六、投票所入場券について

投票所入場券を各区长さんにお願ひして、皆さんに配布していただくように依頼します。

七、投票のできる人は

(イ) 昨年9月1日現在でつくられた基本選挙人名簿に登録された者
(ロ) 本年4月3日現在でつくられた補充選挙人名簿に登録された者
(ハ) 本年4月23日現在でつくられた補充選挙人名簿に登録された者
なお、(イ)、(ロ)、(ハ)のうちいずれも当町より他町村へ住所を移した人は選挙権はありません。

八、不在者投票について

不在者投票は4月23日から4月29日まで毎日午前8時30分から午後5時まで役場内選挙管理委員会

で受け付けます。

不在者投票をするには、証明書が必要であります。例えば、事業所や事務所に勤めている人は、その事業所や事務所の長の証明書、お産予定の人は医師か、助産婦の証明書が必要となっております。詳細は役場内町選挙管理委員会へお尋ねください。

九、投票は次のことに注意して

(イ) 投票は午前7時から午後6時まで
(ロ) 投票順序は、町長をさきに行なつた後、町議會議員を行ないます。

(ハ) 投票のしかた。

投票用紙は二枚で、町長選挙の投票用紙は、淡青色に黒で、すつてあり、町議會議員選挙の投票用紙は、白色に赤ですつてあります。

二投票用紙には候補者の氏名を一名だけ書いてください。
ホ候補者の名前や文字を忘れたときは、記載台の前にはつてある候補者の氏名表をみてはつきりまちがいのないように書いてください。

十、開票時間は

午後7時20分から役場階上で行ないます。開票結果が判明するのは、町長選挙は午後9時30分頃、町議會議員選挙は一日午前1時頃の予定です。